

地方消費税交付金(社会保障財源化分)の使途について(令和8年度当初予算分)

平成26年4月から、消費税の税率が5パーセントから8パーセントに引き上げられました。また、令和元年10月からは、食料品などの軽減税率が適用されるものを除き、8パーセントから10パーセントに引き上げられました。この引き上げられた消費税は社会保障財源化分といい、介護や子育て、医療、年金などの社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費の財源として使用されます。

市の収入である地方消費税交付金についても社会保障財源化分が増収になりますが、令和8年度の当初予算における社会保障財源化分の使途は、次のとおりです。

[歳入] 地方消費税交付金の収入額	1,850,000 千円
うち社会保障財源化分	1,039,000 千円
[歳出] 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費	12,514,196 千円

(単位：千円)

区分	事業費	財源内訳						
		特定財源				一般財源		
		国庫支出金	県支出金	市債	その他	地方消費税交付金(社会保障財源化分)	その他	
社会福祉	社会福祉総務費	53,482	23,962	587	0	0	5,419	23,514
	総合保健福祉センター費	20,152	0	0	0	0	3,774	16,378
	障害者福祉費	3,303,301	1,530,074	846,756	0	45,792	164,951	715,728
	老人福祉費	104,400	0	716	0	7,018	18,106	78,560
	介護保険費	3,786	0	0	0	0	709	3,077
	児童福祉費	9,529	5,010	2,700	0	0	341	1,478
	児童措置費	1,119,685	900,157	109,763	0	0	20,559	89,206
	母子福祉費	347,087	104,427	28,380	0	0	40,134	174,146
	児童福祉施設費	290,717	45,960	45,960	70,800	41,766	16,150	70,081
	保育園費	2,224,691	526,465	232,608	65,600	108,952	241,815	1,049,251
	生活保護総務費	12,229	4,474	0	0	0	1,452	6,303
	生活扶助費	1,946,457	1,457,824	41,069	0	0	83,828	363,736
	幼稚園費	116,026	17,000	8,666	0	0	16,924	73,436
社会保険	国民健康保険特別会計繰出金	502,824	82,575	258,203	0	0	30,351	131,695
	介護保険特別会計繰出金	823,126	30,420	15,210	4,700	1,199	144,517	627,080
	後期高齢者医療特別会計繰出金	247,076	0	178,478	4,300	0	12,043	52,255
	後期高齢者医療事業費	805,348	0	0	0	0	150,840	654,508
	国民年金費	272	272	0	0	0	0	0
保健衛生	保健衛生総務費	14,108	242	105	0	14	2,574	11,173
	予防費	223,111	0	190	0	0	41,753	181,168
	母子保健費	247,721	32,148	40,009	0	15,529	29,975	130,060
	健康増進費	99,068	735	3,901	0	26,167	12,785	55,480
合計	12,514,196	4,761,745	1,813,301	145,400	246,437	1,039,000	4,508,313	

※1 地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、各事業に要する一般財源の額で按分して充当しています。

※2 表示単位未満四捨五入の関係で、積み上げと合計が一致しない場合があります。